

第4次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて

【目次】

基本理念等.....	1
(1) 地域での生活基盤づくり.....	2
(2) あいサポート運動の推進.....	6
(3) 「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進.....	8

1. 基本理念

この計画の基本理念は、第3次計画の基本理念を継承・発展し、次のように設定します。

障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

理念1. 障がいのある人もない人も、共にかけがえのない人間であることを認めあい、主体として人権が尊重される社会

理念2. 障がいのある人が社会の一員として、就労、文化・スポーツ等、多様な活動に参加できる社会

理念3. 地域でのさまざまな人と人との交流を図る中で、一人ひとりのもつ力を引き出し、共に生きることの大切さを認識し、共に支えあう社会

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、次のような基本方針を設定します。

- ① 個人として尊重される地域づくり
- ② 自立と社会参加の促進、生きがいづくり
- ③ 地域における障がい理解の推進、生活支援の充実

3. 最重点施策

- (1) 地域での生活基盤づくり
- (2) あいサポート運動の推進
- (3) 「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進

(1) 地域での生活基盤づくり

障がいのある人が、地域において生活するためには、保健・医療・福祉をはじめとした関係機関の連携と、適切な障がい福祉サービスの提供など、地域の日常的な支援が必要不可欠です。

そこで、さまざまな相談窓口を整備・拡充するとともに、住宅の整備・改良、災害時の避難体制の確立、障がい福祉サービス等の充実、福祉のまちづくりを推進します。

特に、障がい者の自立支援体制の整備・強化として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の運営、就労支援体制及び相談支援体制の充実に関して、各種部会において取り組みを推進し、取り組みの過程で生じる課題については、自立支援協議会において活発な協議を進めていきます。

令和7年度の取組み状況

【障がい者地域自立支援協議会】

第1回 令和7年11月6日 第2回 令和8年3月24日

【専門部会】

○相談支援部会

勉強会やネットワーク会議を通じて事例検討を行い、相談支援専門員の協議検討の質向上と地域課題に関する議論を行いました。

○就労支援部会

「一般就労への移行」

一般企業（障がい者枠）への就労、また就労後の定着のために、就労支援の在り方（動き方）に焦点を当ててケーススタディを実施し、就労相談から就職、フォローアップまで、各段階における支援の在り方や工夫している事などを意識して意見交換を行いました。また、就労選択支援制度の検討会を実施し、各事業所が感じている運営上の課題について意見交換を実施しました。

「工賃向上」

自事業所製品の販売促進や工賃向上につなげることを目指し、事業所の前のスペースを活用したイベントを企画し、開催しました。また、事業所合同説明会を開催し、当事者やその家族、支援者に事業所の特徴や強みを知ってもらう機会を持ちました。

○地域移行部会

地域が精神障がい者を包括的に支える体制づくりを進めるため、取組の方向性を「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築へと拡大し、地域づくりや予防的視点も含めた、より幅広い取組を進めました。また、「地域移行部会」の名称を「こころの保健福祉部会」に変更し、医療・福祉分野にとどまらず、地域全体を視野に入れた取組を進める意識付けを行いました。

○地域生活支援拠点部会

短期入所事業所連絡会で、緊急時受け入れをしたことのない事業所がイメージしやすいよう、拠点事業所での対応事例を共有し、参加事業所の緊急受け入れの実績の有無を確認しました。また、地域生活支援拠点等としての機能を担う事業所登録に関して、整理を行いました。

○支援の質向上プロジェクトチーム

サービス提供事業者の支援の質の向上としてサービス管理責任者等研修で学ぶ「サービス提供プロセス（7つのセクション）」に基づいた支援についての研修会を開催しました。

令和8年度の方向性や取組み予定

○相談支援部会

事例検討や意見交換等の機会を重ねることにより、相談員同士が相互に話し合える関係作り（ネットワークの強化）に繋げ、相談支援専門員の質のベースアップや相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

○就労支援部会

「一般就労への移行」

就労移行支援事業者のスキルアップや就労支援機関との連携体制強化に向けて、ケーススタディを行います。

「工賃向上」

効果的な受注拡大に向けて取組みを行います。

○こころの保健福祉部会

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、勉強会、退院促進に取り組めます。

○地域生活支援拠点部会

「もしもキャンペーン」の結果を踏まえて、短期入所を活用した緊急時対応の事前登録の推進を行います。また、地域生活支援拠点等に係る加算の届出の整備に向けて取組みます。

(2) あいサポート運動の推進

「あいサポート」とは、愛情の「愛」、私の「I(アイ)」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組みあわせ、障がいのある人を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

「あいサポート運動」は、平成 21 年に鳥取県で始まった運動で、本市は、鳥取県と平成 30 年 11 月 5 日に「あいサポート運動にかかる協定」を締結し、『**障がいのある人もない人も、共に生きることの大切さを認識し、共に自立し、支えあう社会を目指し、共生社会の実現に向けて、さらに一歩進んでいける**』よう取り組んでいます。

日常生活のなかで、障がいのある人が困っている時などに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、あいサポーター研修を受講することで誰でも「**あいサポーター**」になることができます。特別な技術の習得は必要ありません。この運動のシンボルマークである「あいサポートバッジ」を着用し、この運動を推進していきます。

また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を担うのは、個人・行政だけでなく、企業・団体の役割も重要です。あいサポート運動の推進に取り組む「あいサポート企業・団体」として、職員や構成員への「あいサポーター研修」などを行っています。この「あいサポート運動」を誰もが知る運動となるよう、「あいサポーター」「あいサポート企業・団体」と協力して進めていきます。



【あいサポート シンボルマーク】

令和7年度の取組み状況

あいサポート企業と協力しながら市民・市職員・市内企業等を対象にあいサポーター研修を実施しました。

あいサポーター研修：12回実施

あいサポーター：192人

《累計》 あいサポーター：1,600人 あいサポートメッセンジャー：85人 あいサポート企業：13団体

令和8年度の方針や取組み予定

引き続き市民・市職員の障がい理解を促進するとともに、市内企業に対し、あいサポート運動や障害者差別解消法について周知を行います。また、より効果的な周知に向けてあいサポート企業との連携を強化し、地域、学校等への展開を協議します。

○市民を対象としたあいサポーター研修の実施 4回実施予定

○市職員を対象としたあいサポーター研修の実施 8月実施予定

○企業を対象としたあいサポート運動等の周知 合理的配慮の提供促進事業助成金とあわせて周知予定

(3)「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」

の推進

障がいのある・なし、コミュニケーション手段に関わらず、共に生きるまちが実現できるよう、「手話は言語であることの理解促進と普及」「障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備」「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」を目指します。その中で、市民や市職員等に対する手話講習会を実施し、手話への理解の促進及び普及を図るとともに、市主催の講演会での手話通訳者、要約筆記者の設置を推進します。また、障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図ります。

令和7年度の実施

【手話は言語であることの理解促進と普及】

和泉市聴力障害者福祉協会・和泉市手話通訳者の会 TOUCH・手話サークルいずみと協働しながら、手話が言語であること等についての理解促進と普及に取り組みました。

○市民対象手話講習会（名称：手話講習会～手話で広がるコミュニケーション～）

①「手で話そう！」きこえないってどんなこと？ 4回実施 参加人数：49人

②「手で話そう！」手話でコミュニケーション 3回実施 参加人数：22人

○市職員を対象とした手話講習会

チャレンジⅠ（手話言語・必要な配慮の理解、簡単な会話練習） 3回実施 参加人数：35人

チャレンジⅡ（簡単な会話練習・実践練習） 2回実施 参加人数：16人

【障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備】

○さまざまなコミュニケーション手段による情報の提供

広報折込みの「障がい福祉課だより」について、希望者に対し、点訳版に加えて音訳版の配付も行いました。

○合理的配慮の提供促進事業助成金の活用促進

市内に障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい店舗等が増えるよう、民間事業者等に対し、合理的配慮提供促進事業助成金の活用を促しました。

令和8年度の方針や取組み予定

【手話は言語であることの理解促進と普及】

○市民対象手話講習会（名称：手話講習会～手話で広がるコミュニケーション～）

①「手で話そう！」きこえないってどんなこと？ 4回実施予定

②「手で話そう！」手話でコミュニケーション 3回実施予定

○市職員を対象とした手話講習会

チャレンジⅠ（手話言語・必要な配慮の理解、簡単な会話練習） 3回実施予定

チャレンジⅡ（簡単な会話練習・実践練習） 2回実施予定

【障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備】

○さまざまなコミュニケーション手段による情報の提供

目の見えない方等が障がい福祉ガイドブックの内容を聞くことができるよう、ホームページに障がい福祉ガイドブックの読み上げ版を掲載します。

市HPにて、電話窓口で手話に対応できる手話リンクサービスを導入しました。